

内閣参質二一七第二二八号

令和七年七月一日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員水野素子君提出学校事故対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野素子君提出学校事故対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「学校事故対応に関する指針（改訂版）」（令和六年三月文部科学省作成）において、「調査の実施主体（詳細調査委員会を立ち上げその事務を担う）は、学校の設置者が考えられる」と記載しており、御指摘のように「詳細調査委員会の事務を事故の当事者側である学校法人等（学校の設置者）が担うことが原則とされて」いるものではないが、いずれにせよ、お尋ねについては、令和七年六月十二日の参議院文教科学委員会において、あべ文部科学大臣が「事務局を外部が担うことも含めまして、この有識者等の御意見も伺いながら、引き続き適切な調査の在り方を検討し、必要に応じて指針の見直しを図ってまいりたい」と答弁したとおりであり、お尋ねのように「学校事故の調査・再発防止等に関する中立的な機関を国が設置すること」は考えていない。